

別添 4

令和 8 年度
「学校体育施設等の利活用に関する調査」

仕 様 書

令和 8 年 3 月 2 4 日
スポーツ庁参事官（地域振興担当）付

1 事業名

令和8年度「学校体育施設等の利活用に関する調査」

2 目的

「公立学校施設の目的外使用に係る留意事項の周知について（通知）」（令和7年6文科教第2074号）の発出等、学校教育上支障のない限り、営利目的の有無にかかわらず、学校施設の目的外使用が可能な旨、明確化されたことを踏まえ、学校体育施設等について、地域住民の運動・スポーツ活動の場としての活用の推進を図る必要があることから、学校体育施設等の開放を通じて得られるメリットや開放に当たっての効率的な運営方法、昨今の気候変動への対策等を調査し、得られた知見を全国の自治体や学校関係者へ展開する。

3 成果物

- (1) 事業全体及び取組毎の実施体制等を含めた事業スキーム案
(年間スケジュール案を含む)
- (2) 打合せの議事録
- (3) 各事業で実施したアンケート結果・分析報告書
- (4) 委託業務成果報告書及び成果報告書概要

なお、成果物は電子媒体（PDF 及び PowerPoint、Word、Excel 等のオリジナルデータ）によって納品すること。

4 調査（委託契約）期間

委託契約締結日 ～ 令和9年3月25日（木）

5 納入期限

- (1) 開札後2週間以内
- (2) 各打合せ終了後5労働日以内
- (3) ～ (4) 令和9年3月25日

6 納入場所

東京都千代田区霞が関3-2-2
スポーツ庁参事官（地域振興担当）付 施設企画係
メールアドレス: stiiki@mext.go.jp

7 著作権の扱い

本事業における成果物に係る著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、スポーツ庁に帰属するものとする。既に受託者が保有しているドキュメント等の著作権は引き続き同社に帰属するものとする。また、著作権がスポーツ庁に帰属するものについては、受託者は著作者人格権を行使しないものとする。

8 調査内容

(1) 学校体育施設の利活用状況に係るアンケート調査

全国の都道府県及び市区町村の学校体育施設の開放事業を所管する部局に対し、学校体育施設の利活用状況に係るアンケート調査を実施する。

アンケート調査の実施に当たっては、令和7年9月に公表した「体育・スポーツ施設現況調査 中間報告書」で明らかになった学校体育施設の開放事業の頻度、運営に当たっての主な課題、運営体系等を踏まえつつ、開放を通じたメリット等を把握できるよう、営利目的やスポーツ利用如何に係わらない学校体育施設の様々な活用事例、開放事業を通じて得られた歳入の取扱や学校体育施設の維持管理費等への充当の可否、学校現場の負担軽減策等の取組状況を分析可能な内容とすること。

(2) 学校体育施設の利活用状況に係るヒアリング調査

(1)のアンケート結果やデスクトップ調査結果等を踏まえ、6～8自治体を対象に、学校体育施設の開放推進に向けた先進的な取組みを行う地方公共団体に対し、具体的な取組内容及びその実施を担保する条例等における位置づけや庁内外の関係者との調整経緯等を調査・分析し、全国の地方公共団体が導入に当たって参考となる内容を整理する。

なお、国内事例のみでは把握が困難な場合も想定され、その場合は論点の補足や比較のために、海外の関連事例を参照すること。

(3) 社会体育施設等の気候変動への取組状況

昨今の酷暑等の状況を踏まえ、気候変動への適応を見据えた対応や、災害時に避難所機能を担う施設については防災上の機能確保、学校体育施設等の他の公共施設との役割分担の状況等を、ハード・ソフトの両面から対応状況や検討状況を調査する。

調査に当たっては、社会体育施設所管部局や災害対応部局など、複数の部局にまたがる内容となることから、これらを網羅できるよう効果的なアンケートを、全国の都道府県及び市区町村を対象に実施するものとする。なお、必要に応じて、当該アンケート項目の一部を(1)のアンケートと併せて実施しても差し支えない。また、アンケート結果を踏まえ、5～7自治体を対象にヒアリング調査を行い、先進的な取組事例を収集する。

(4) とりまとめ

上記の調査結果を事例集や報告書にまとめる。

9 打合せの実施

受託者は、本事業の進捗報告や課題の共有、その他事業に係る検討を実施すること等を目的として、スポーツ庁と週1回を目安に打合せを実施すること。その際、以下のことに留意すること。

- (1) 事業開始時、事業終了時の打合せは、必ず責任者（業務管理者）も同席すること。
- (2) 打合せの開催に向け、日程調整、議事次第等必要な資料の作成、打合せ後の議事録の作成を行うこと。
- (3) 円滑な運営を行うため、打合せ開催に必要な会場設営及びオンライン設備に関する準備を行うこと。
- (4) 事業の実施に必要な場合、スポーツ庁と協議のうえ、随時打合せを実施すること。その際、当日の進行及び実施方法、運営体制等については関係者間で協議すること。

10 事業規模

事業規模は20,000千円（税込）を上限とする。

11 応募者に求める要求要件

(1) 要求要件の概要

- ① 本委託事業に係る応募者に求める要求要件は、「(2) 要求要件の詳細」に示すとおりである。
- ② 要求要件は必須の要求要件と必須以外の要求要件がある。
- ③ 「*」の付してある項目は必須の要求要件であり、最低限の要求要件を示しており、技術審査においてこれを満たしていないと判断がなされた場合は不合格として落札決定の対象から除外される。
- ④ 必須以外の要求要件は、満たしていれば望ましい要求要件であるが、満たしていなくても不合格とならない。
- ⑤ これらの要求要件を満たしているか否かの判断及びその他提案内容の評価等は、「令和8年度「学校体育施設等の利活用に関する調査」技術審査委員会」において行う。なお、総合評価落札方式に係る評価基準は別添の「学校体育施設等の利活用に関する調査」に基づくものとする。

(2) 要求要件の詳細

1 事業内容に関する評価

1-1 事業内容の妥当性、独創性

- * 1-1-1 事業の目的及び趣旨との整合性がとれていること。
- * 1-1-2 仕様書記載の事業内容について全て提案されていること。

[海外の関連事例の参照（3か国以上の関連制度・取組に関するデスクトップ調査・文献調査及び必要に応じた事業主体へのオンラインヒアリングの実施を想定）の実施を予め見込んだ計画や、仕様書に示した内容以外の独自の提案については、その内容に応じて加点する（ただし、参考見積金額に含むものに限る）。]

1-2 事業の実施方法の妥当性、独創性

- * 1-2-1 事業の実施方法が妥当であること。[その手法に事業成果を高めるための工夫があれば加点する。]
- * 1-2-2 事業の実施方法や手順が明確であること。

1-3 作業計画の妥当性、効率性

- * 1-3-1 各事業の日程・手順等に無理がなく目的に沿った実現性があること。
[各事業の日程・手順等が効率的であれば加点する。]

2 組織の経験・能力

2-1 組織の類似事業の経験

2-1-1 過去に学校施設やスポーツ施設の活用に関する類似の事業を実施した実績があればその内容に応じて加点する。

2-2 組織の事業実施能力

- * 2-2-1 事業を遂行する人員が確保されていること。
- 2-2-2 幅広い知見・人的ネットワーク・優れた情報収集能力を有していれば加点する。
- * 2-2-3 事業を実施する上で適切な財務基盤、経理能力を有していること。

2-3 事業実施に当たってのバックアップ体制

2-3-1 円滑な事業遂行のための人員補助体制が組み立てられていれば加点する。

3 業務従事予定者の経験・能力

3-1 業務従事予定者の類似事業の経験

3-1-1 過去に学校施設やスポーツ施設の活用に関する類似の事業をした実績があればその内容に応じて加点する。

3-2 業務従事予定者の事業内容に関する専門知識・適格性

- * 3-2-1 事業内容に関する知識・知見を有していること。
- 3-2-2 事業内容に関する人的ネットワークを有していれば加点する。

4 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標

4-1 ワーク・ライフ・バランス等の取組

4-1-1 以下のいずれかの認定等があること。〔ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定内容等により加点する。〕

- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）を受けていること。又は女性活躍推進法にもとづく一般事業主行動計画策定済（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る）
- 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）又は次世代法にもとづく一般事業主行動計画（令和7年4月1日以後の基準）策定（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る）
- 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定
- スポーツ庁「Sport in Life プロジェクト」によるスポーツエールカンパニーの認定を受けていること。

※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。

5 賃上げを実施する企業に関する指標

5-1 賃上げの表明

以下のいずれかを表明していれば加点する。（いずれかを応募者が選択するものとする※1）

- 5-1-1 令和4年4月以降に開始する入札者の事業年度において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額※2」を大企業においては3%以上、中小企業※3等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。
- 5-1-2 令和4年以降の暦年において、対前年比で「給与等受給者一人当たり

の平均 受給額※2」を大企業においては3%以上、中小企業※3等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。

※1 経年的に賃上げ表明を行う場合、賃上げ表明を行う期間は、前年度に加点を受けるために表明した期間と重ならないようにすること。

※2 中小企業等においては、「給与総額」とする。

※3 中小企業とは、法人税法（昭和40年法律第34号）第66条第2項、第3項及び第6項に規定される、資本金等の額等が1億円以下であるもの又は資本等を有しない普通法人等をいう。

12. 再委託

委託事業の全部を再委託することはできないものとする。ただし、本事業の一部を再委託することが事業を実施する上で合理的と認められるものについては、事業の一部を再委託することができる。なお、再委託を受けた団体は、その事業の全部又は一部を第三者に委託すること（再々委託）はできない。

13. 検査

受注者による業務完了（廃止）報告の内容が、契約の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかは、発注者が確認することをもって検査とする。

14. 守秘義務

受注者は、本事業の実施で知り得た非公開の情報を第三者に漏洩してはならない。

受注者は、本事業に係わる情報を他の情報と明確に区別して、善良な管理者の注意義務をもって管理し、本事業以外に使用しないこと。

15. 届出義務

受注者は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など技術提案書に記載した事項について、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに発注者へ届け出ること。

16. 賃上げを実施する企業に関する指標に係る留意事項

発注者は、受注者が賃上げを実施する企業に関する指標における加点を受けた場合、受注者の事業年度等（事業年度及び暦年をいう。）が終了した後、表明した率の賃上げを実施したことを以下の手法で確認する。

・5-1-1 の場合は、賃上げを表明した年度及びその前年度の法人事業概況説明書の「10 主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額を「4 期末従業員等の状況」のうち「計」で除した金額を比較する。

・5-1-2 の場合は、給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の「1 給与所得の源泉徴収票 合計表（375）」の「A 俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金額により比較する。

※ 中小企業等にあつては、上記の比較をすべき金額は、5-1-1 の場合は「合計額」と、5-1-2 の場合は「支払金額」とする。

加点を受けた受注者は、確認のため必要な書類を速やかに発注者に提出すること。ただし、前述の書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等をもって代えることができる。

上記の確認を行った結果、加点を受けた受注者が表明書に記載した賃上げ

基準に達していない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱している場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式において所定の点数を減点するものとする。詳細は従業員への賃上げ計画の表明書裏面の（留意事項）を確認すること。

なお、確認に当たって所定の書類を提出しない場合も、賃上げ基準に達していない者と同様の措置を行う。

また、受注者は、経年的に賃上げ表明を行う場合、事業年度単位か暦年単位かの選択を前年度又は前年から変えることによって、前年度等に加点を受けるために表明した期間と、当該年度等に加点を受けるために表明した期間が重なり、賃上げ表明の期間と加点を受ける期間との間に不整合が生じることとなるため、賃上げ表明を行う期間は、前年度に加点を受けるために表明した期間と重ならないようにしなければならないことに留意すること。

17. 子会社、関連企業に対する利益控除等透明性の確保

再委託先が子会社や関連企業の場合、利益控除等透明性を確保すること。
また、再委託費以外のすべての費目においても、受託者の子会社や関連企業への支出に該当する経費については、再委託費と同様の措置を行うか、取引業者選定方法において競争性を確保することで、価格の妥当性を明らかにすること。

18. 取引停止期間中の者への支出の禁止

再委託先や事業費による支出先に取引停止期間中の者を含めないこと。

19. 協議事項

この仕様書に記載されていない事項、または本仕様書について疑義が生じた場合は、スポーツ庁と適宜協議を行うものとする。